

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別に関わりなく、お互いを一人の人間として尊重するとともに、男女が対等な存在としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう互いに認め合うことが必要です。

人々の中に今も根強く残っている固定的性別役割分担意識や、人権問題を解消していくために、幼少期からの家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、人権尊重と男女共同参画についての認識を深める教育や取組を進め、意識の改革を推進します。

重点項目 6 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

重点項目 7 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点項目 6 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

施策（１） 男女共同参画に関する市民意識の醸成

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現の障がいとなっているものの一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた、固定的性別役割分担意識があります。

本市が平成28年に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「アンケート」という）では、「各分野における男女の地位の平等感」について、学校教育の場では約6割以上が男女平等と答えるなど平等感の醸成が比較的進んでいますが、社会通念・慣習、政治経済活動などでは不平等感が強く、男性が優遇されているという意識が高くなっています。

山陽小野田市男女共同参画推進条例では、その基本理念の中で、「男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること」（第3条第1号）と規定しています。

男女共同参画の推進にあたっては、この理念に対する理解を深めることを基本にして取組を進める必要があります。

《方向性》

男女共同参画に関する市民意識の把握を通して、人権尊重の基本理念の徹底を図り、これを各種施策へ反映するとともに、あらゆる機会・媒体を活用して、積極的な啓発・広報活動に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
「男女共同参画に関する意識調査」の実施 ・ プラン改定時における市民アンケート調査の実施 ・ 講演会、学習会等の参加者に対するアンケート等の実施	市民生活課
出前講座による啓発	市民生活課
意識啓発のための講演会の開催等 ・ 男女共同参画講演会等の開催	市民生活課

内 容	担当課
・「女と男の一行詩」の入賞作品展示	市民生活課
市広報等による啓発（再掲Ⅰ-1-(3)） ・「女と男の一行詩」冊子掲載作品の中から男女共同参画のキーワードになる作品を市広報及び啓発物品に掲載	市民生活課
ホームページ等を活用した啓発活動の展開（再掲Ⅰ-1-(3)） ・市ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載	市民生活課
「女と男の一行詩」の公募・発行	市民生活課
男女共同参画に関する情報収集・提供（再掲Ⅰ-1-(3)） ・国・県・他市町からの情報誌、小冊子等による情報収集・提供	市民生活課
「女性の日」の普及啓発 ・「女性の日（10月1日）」事業の開催	市民生活課

重点項目 7 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

施策（1） 男女平等を推進する学校教育の充実

《現状と課題》

学校教育の場では、教職員の採用や役割分担について、男女平等の視点に立った運営を行っています。児童生徒の学習場面においては、男女別で学習内容を変えることはありません。また、生徒会役員や学級代表、応援団などの選出に当たって、男女の役割を決めることなく、平等に選出を行っています。

しかし、学校教育の場は、子どもたちのものの見方や考え方などを形作っていく重要な役割を担っているため、学校運営のあり方や授業方法などが男女の平等意識に大きな影響を与えることを認識し、男女平等や人権尊重の視点にたった教育をさらに進めていくことが必要です。

《方向性》

学習指導、進路指導、学校生活全般において男女平等教育の推進を図り、男女平等の意識に立った人間形成を目指します。特に、人権教育、性教育、道徳教育など、「生きる力」を育む教育を通して男女平等意識の浸透を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
学習指導の充実（再掲Ⅲ-10-(5)） <ul style="list-style-type: none">・ 教育指導の充実と年間指導計画の明確化・ 道徳、学級活動における特設・参観授業の実施・ 人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター）	学校教育課
地域に根ざした学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none">・ 学校運営協議会の実施・ 学校便り等各種通信の地域への発行・ 地域人材活用事業「心ときめき教室」の開催・ 学習支援ボランティアの募集と学習支援活動の推進・ 学校関係者評価の実施	学校教育課

内 容	担当課
保護者に対する男女平等の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育を題材とした授業参観及び研修会の開催及び学校通信による啓発 	学校教育課
教職員への意識啓発・研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研修会の実施 ・ 人権講座への教職員の参加促進 ・ 県教育委員会等関係機関開催研修の参加促進 	学校教育課

施策（２） 男女平等を推進する家庭教育の充実

《現状と課題》

男女平等についての意識は、生まれた時からの育てられ方や受けてきた教育、本人を取り巻く環境などが大きく関わっています。

特に、家庭においては、親の考え方が子どもに大きな影響を与えます。このため、男女平等意識に根ざした教育がなされるよう、家庭教育のための学習機会の提供が必要です。

家族のふれあいや親子の共同体験ができる環境づくりを進めながら、子どもの発達に応じた心の教育を充実させること、また、男女が共に協力し支えあって子育てをすることの大切さを理解してもらうためにも、父親の家庭教育への参加を促す学習情報の提供や学習機会の充実を図ることが必要です。

《方向性》

人権尊重に基づいた男女平等意識の形成を推進する家庭教育のための学習機会の提供及び啓発を行います。

《具体的取組》

内 容	担当課
公民館講座の開催（再掲 I-1-(3)） ・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する講座の開催	社会教育課

施策（３） 男女共同参画を推進する社会教育の充実

《現状と課題》

男女共同参画の実現のためには、次代を担う子どもたちの教育と合わせて、すでに社会で活躍している多くの人々の認識を、様々な学習の場などを通して、より深めていくことが重要です。

このため、地域、職場などにおいて、男女平等に向けた意識定着を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として参画できるよう、男女共同参画に関する学習情報や学習機会の提供を図る必要があります。

《方向性》

市民が参加しやすい行事の開催や、各種講座などでの啓発をさらに進めることで、生涯学習の一環としての男女共同参画学習環境の整備・充実を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
人権を考える集いの開催 ・講演会、講座の開催	市民生活課
公民館講座及び地域行事の開催 ・公民館の講座や地域での行事を通じた男女共同参画の推進	社会教育課
学校施設の地域開放 ・男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を市民に開放	教育総務課
体育施設の充実 ・市民を対象に日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため運動する場の提供	スポーツ振興課
情報提供の充実 ・市広報、ホームページ等による学習機会の情報提供	社会教育課 スポーツ振興課

施策（４） 女性のエンパワーメントのための学習機会の充実・リーダーの養成

《現状と課題》

近年、多くの女性が社会に進出し、様々な分野において活躍しており、これからは今以上に幅広い活動が期待されています。このため、女性が新しい社会づくりの「主体者」として、責任をもって、その個性や能力を発揮できるよう、女性に対する学習機会の充実や社会参画の促進を図ることが必要です。

《方向性》

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するため、女性のエンパワーメントを支援する学習機会の充実を図り、女性が主体的に活動している地域団体間の交流や情報提供を促進します。

《具体的取組》

内 容	担当課
女性のエンパワーメントのための学習機会や情報の提供 ・女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会などの情報の提供	市民生活課 社会教育課
女性団体に対する支援 ・女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動を支援	市民生活課 社会教育課
組織づくりに対する支援 ・女性リーダーの養成や組織づくりに対する支援	社会教育課